

# 監査報告書の記載事項の見直し、検討―企業会計審議会総会 監査部会合同会合

去る3月28日、企業会計審議会

総会（会長・徳賀芳弘京都大学副学長・教授）・第43回監査部会（部会長・伊豫田隆俊甲南大学共通教育センター教授）合同会合が開催された。

「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」、「監査をめぐる国際的な動向」について事務局より報告があった後、監査報告書の記載事項の見直しについて審議された。

## 中間監査報告書・四半期レビュー報告書の記載内容

2018年7月に監査基準が改訂されたことに伴い、中間監査報告書、四半期レビュー報告書の記載項目、記載順の変更案が事務局より提示された。四半期レビュー報告書の記載内容の変更案は次のとおり（図表）。

## 会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会

当懇談会が2019年1月に

（図表） 四半期レビュー報告書の記載内容（抜粋）

現行	改訂案
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている○ ○株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表…について四半期レビューを行った。	監査人の結論(略)
	結論の根拠(略)
	(継続企業の前提)(略)
	(追記情報)(略)
経営者の責任(略)	経営者及び監査役等の責任(略)
監査人の責任(略)	監査人の責任(略)
監査人の結論(略)	
(追記情報)(略)	
利害関係(略)	利害関係(略)

公表した「会計監査に関する情報提供の充実について―通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として―」（2019年2月10日号（No.1536）情報フラッシュ参照）で「監査人の

守秘義務の対象となる秘密の定義の変更」について言及されたことに伴い、「監査基準と公認会計士法の用語の整合性を確保すること」、「監査意見が限定付適正意見の場合に理由を明記するよう求めること」について事務局より変更案が提示された。

\*

この2点については、審議の結果、委員の賛成意見が多数であったため、事務局の提案どおり進めることとなった。

## その他の記載内容

国際監査基準では、その他の記載内容に関する監査人の適切な責任を特定することを目的に、監査人は財務諸表の表示に加えて監査の過程で得た知識とその他の記載内容との間に重要な相違があるか検討を行い、監査報告書に独立した区分を設けてその結果を記載することが求められている（ISA 720）。

これを日本の監査基準に反映するかどうかについて、前回（2018年6月1日号（No.

1513）情報フラッシュ参照）に引き続き議論が進められた。委員からは、「まずは目的や

範囲、責任を明確にする必要があるため議論を慎重に進めるべき」、「監査人が保証したからといって、非財務情報の拡充に完全に結びつくものではない」、「どれほどのレベルで非財務情報の正確性を保証できるのか検討すべき」等、慎重な検討を求め

\*

る声がある一方で、「非財務情報の重要性が増しているなかで、ISA 720の反映を検討するのは理に適っている」、「監査の国際化に伴って、監査基準も

国際的な基準に対応していく必要がある」といった賛成意見もあがった。

また、「財務諸表にミスがあったことが後に発覚した場合等、監査人の責任問題に発展する可能性もある」といった、監査人の負う法的リスクについて懸念する意見もあがった。

## 国際会計

# 法人税の開示に関するASU案、公表―FASB

去る3月25日、FASBは会計基準アップデート（ASU）の公開草案「法人税（トピック740）―開示フレームワーク―法人税の開示要求の変更」を公表した。

FASBは2016年7月に同じテーマの公開草案を公表しており、これは再公開草案となる。これは「開示フレームワーク」の一環であるが、公開草案公表後、2017年12

月には大規模な税法の改正が、2018年8月には概念基準書（concepts statement）8号「財務報告のための概念フレームワーク―第8章・財務諸表の注記」が公表されたことから、これらを考慮した修正を加えた再公開草案の公表に至った。主な内容は次のとおり。

## 公開事業企業に関する改正

現行のトピック740「法人税」で使用されている「公開企業

(public entity)」の用語を「公開事業企業 (public business entity)」に置き換えたうえで、公開事業企業に対して次の開示を追加している。

- ・未認識の税務上の恩典 (tax benefits) の総額が表示されている財政状態計算書の科目と関連する未認識の税務上の恩典の金額
- ・報告期間に認識されたまたは(および) 免除された評価性引当金の金額と説明
- ・繰越欠損金における繰延税金資産と相殺された未認識の税務上の恩典の総額
- ・実効税率の調整表での独立した調整項目として、「税引前利益に連邦法人税率を乗じた金額」の5%を超える項目(現在のレグレーションS-Xの要求と整合させた)と年ごとの調整項目の金額または比率
- ・決算日以後各5年とその後の残り年度の合計の繰越欠損金、期限切れとなっていない繰越欠損金の総額
- ・連邦、州、海外の繰越欠損金の税効果に関連する評価性引当金の金額

すべての企業に関する改正

また、すべての企業について、次の開示を追加している。

- ・国内と海外に区分されていない税引前・内部損益控除前の継続事業からの損益
- ・連邦、州、海外に区分されていない継続事業からの法人税費用
- ・連邦、州、海外に区分されていない法人税支払額

すべての企業について、現行の「未認識の税務上の恩典について、報告日から12カ月以内大幅に増減する合理的な可能性がある場合、その性質と、合理的に可能性のある変動の幅の見積り、または幅の見積りができない旨の開示要求」と「子会社やジョイント・ベンチャーに関して繰延税金負債が認識されていない場合の一時差異の項目別の累計額の開示要求」を削除している。

適用関係等

コメント期限は2019年5月31日である。この公開草案は将来に向かって適用され、適用日と早期適用の可否については今後決定される予定である。

投資のハナシ 裏表

銀行セクターの凋落

三田 哉

(図表) TOPIX指数と銀行業株価指数の比較



学生の就職希望先ランキングには、その時期の業種の好調／不調がタイムリーに反映される。学生の最も避けたい業種ナンバーワンは銀行だそう。そういえば、昨年、「みずほFGが10年で1万9,000人の人員削減をする」という発表があった。この3月には、今期は構造改革のため6,800億円の損失を計上するという発表もされた。グループとしての数字だが、実質、みずほ銀行の数字な

のではない。みずほ銀行に限らず銀行業界は苦戦している。その状況が株価に表れている。図表に2000年以降のTOPIX指数と、銀行業株価指数の比較を示した。2009年のリーマンショックまで両指数は連動していたが、それ以降は格差が顕著だ。なぜか？ 一つは、超低金利環境のおかげで預貸金利差がなくなったからだ。おまけに、債券運用もうまくいっていない。もう一つはフィンテックの脅威か。ソーシャルレンディングなどという実質的にウェブ上でローンを仲介する連中が登場した。といっても、融資先の競合はなさそうだから、真の競争相手ではない。また、ビットコインの登場によって、銀行決済機能不要論まで出てきた。実のところ、ビットコインは決済に使われるほど普及してはいない。

とはいえ、システム開発に必要な資金がどんどん膨れ上がってきて、重荷になっているのは間違いない。

銀行業は規制業種であるため、参入障壁に守られている一方で新しいビジネスを行うのが難しい。過去に、為替デリバティ

ブズで稼いだものの、その後、訴訟問題となった。投信販売を始めたものの、顧客資産の損失への耐性不足で、リーマンショック後の販売に証券会社と差が出ている。なかなか、新収益源がみつからない。

金融緩和が解消されたとしても、銀行業株価指数がTOPIX指数をアウトパフォームすることはなさそう。アウトパフォームしなければグラフの格差が縮まることはない。

打開するには、優等生型人材ではなく、創造性のある人材を積極的に登用・採用して銀行力ルチャーターを変えてみてはどうだろうか。たとえば、希望職ランキング上位のユーザーを採用してみるとか。

「もしかすると、「銀行員をなめとつたらあかんぞ、」らあ。通帳はよ出せ」と、窓口の銀行員がチェーンソーを振り回す過激な光景を動画ではなく生で見られるかも」と期待して、皆が銀行に行くようになる(まさに窓口パフォーマーの狙いどおり)のではないだろうか。

(注)「ユーザーをなめとつたらあかんぞ、」らあ。荷物はよ出せ。」と、宅配業者が恫喝される事件があった。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年 3月29日	法律第9号 所得税法等の一部を改正する法律等		平成31年度税制改正として、研究開発税制の見直し、移転価格税制・過大支払利子税制の見直し等が行われている。関係省令も公布されている。	—
2019年 4月1日	法規委員会研究報告第16号 「監査及びレビュー等の契約書の作成について」の改正	日本公認 会計士協会	監査基準の改訂等に伴うもの。金融商品取引法監査において「監査上の主要な検討事項」を記載する場合の追加等が行われている。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190401gii.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190401gii.html</a>	—

## 不透明要因で当面続く企業の景況感悪化

金融

日銀は4月1日、3月の全国企業短期経済観測調査（短観）を発表した。大企業製造業の業況判断指数（DI）はプラス12で、前回の2018年12月調査から7ポイント悪化した。

これは2四半期振りの悪化で、9ポイント悪化した2012年12月調査以来の大きさだった。短観は、全国の約1万社の企業を対象に四半期ごとに実施されており、企業が自社の業況や経済環境の現状・先行きについてどうみているか、売上高や収益等の具体的な数字も含めて直接調査するもの。日

銀は「金融政策の適切な運営に資することを目的とする」としているが、実際には金融政策というより、むしろ株式市場等の市場関係者が注目する意味合いのほうが大きい。業況判断DIは、景況感が「良い」と答えた企業の割合から、「悪い」と答えた企業を差し引いた値となる。今回の調査でもう1つ留意したいのは、大企業製造業DIが直近の景況感で7ポイント悪化

しただけでなく、同時に調査した3カ月後の見込みもさらに4ポイント低下している点だ。すなわち大企業は、現状「良い」と答えても先行きは「悪い」と答えることが多く、全体での業況判断の悪化傾向が当面続くことを示唆している。ただ、同じ大企業の経常利益をみると、2019年度計画は、前年度比マイナス1.3%で、2018

4月1日、政府は現元号「平成」に代わる新元号を公表した。実施は5月1日だが、社会には新しい時代への昂揚感が窺える。株式市場では新元号「令和」と字面が似ている社名の株式に買いが入り、株価が上昇した。天皇（国王）の交代によって、元号が変わるのは、世界中で日本だけのようで、これは誇るべき伝統といえるかもしれない。元号変更が何らかの需要を喚起

証券

## 新元号の元年、景気・株価はどうなる？

年度計画時のマイナス1.9%から若干改善方向にある。さらに設備投資計画は、2019年度計画が前年度比プラス6.2%で、2018年度計画時のプラス11.0%から鈍化はしているものの増加見込みとなっている。したがって大企業の景況感悪化は、国内の消費や設備投資の足元での落ち込みというより、米中間の貿易摩擦の日本への影響やイギリスのEU離脱問題といった海外要因、あるいは国内での消費増税の影響等、見通しの不透明な要因が大きく影響していると考えられる。

することは確かであり、「令和」に関連する銘柄を買うという投資態度は悪くない。もちろん、株価の基本はファンダメンタルズである。新元号の発表と同日に公表された「日銀短観」は、その中心的な統計であるが、内容は厳しかった。企業の景況感が大幅に悪化したのだ。先行き3カ月後はさらに悪化する予想だ。主に鉱工業生産の動向から1カ月前に景気赤

信号と発信したが、今回の短観はそれを裏づける。ただ、企業収益（経常利益）は18年度、19年度と2年連続減益見通したが、減益幅は小さく、19年度下期は増益転化の見通しだ。さらに、企業心理の象徴といえる設備投資は18年度が減少見通しであるのに対し、19年度はプラスに転じる計画だ。企業のやる気は衰えていない。

しかし、日本の景気や企業収益は国内事情だけを見ては判断を誤る。アメリカを筆頭に常に海外情勢を注視せねばならない。そのアメリカは景気後退懸念の段階で米FRBが金融政策のスタンスを変えた。また、中国は成長率目標を引き下げたが、その目標達成に向けた財政政策が発動しつつある。これからの海外情勢が日本経済の足を引っ張るといふ事態は避けられるかもしれない。新元号の元年は「案ずるより産むが易し」になることが期待される。